



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

95.1.23 No. 4129

運転士に合理的なツケを回す 除雪棒でのパン雪まわし

動労千葉申第14号(申入書)に対する回答及び見解

平成7年1月13日
千葉支社

1 「除雪棒」及び運転士にパンタグラフの雪下ろしを行なわせるような施策は、直ちに中止すること。

平成6年2月の雪害により、大きな輸送障害が発生したことに鑑み、既に説明した内容で実施することとしたものである。

2 「同施策」の対象箇所に、冬季対策要員の配置を行なうこと。また、この間、廃止した検査派出所を復活させること。

3 本年12月ダイヤ改で行なった検査派出所の夜間1人体制を、12月ダイヤ改以前の体制に戻すこと。

全ての車両溜泊箇所へ冬季対策要員を配置することは考えていない。
また、派出所についても、現行体制で対応可能と考えている。

『除雪棒でのパン雪まわし』 問題の目次(1/13)

一月一三日、千葉支社が説明し、強行してきた「降雪対策」と称する運転士に「除雪棒を使用」させ、パンタグラフに積もった雪を掃り落とせ、という施策に関する団体交渉が行なわれた。

行なっている。運転士に、感電の危険も伴う「除雪棒によるパンの雪下ろし」までやらせるということは、結局、車両検査派出所廃止等合理化のつげを運転士に肩代わりさせようとするものである。合理化のみを追求し、異常時の運行体制を何ら顧みない千葉支社を許さない。

当 除雪棒での作業は、運転士の出来る範囲で行なってもらおう。

組 昨年の降雪による輸送障害はパンタグラフが原因なのか。
当 パンがすべてではない。
組 昨年の輸送障害で列車が止まった最初の原因は、ポイント凍結だ。凍結を動かしたも関わらず、融雪灯がポイントに設置されていなかった。問題は、融雪灯の不整備である。

当 ポイントの不転換が発生したのは事実。昨年の輸送障害はいろいろな原因がある。色々な角度から検討した。例えば、融雪灯の設置について、教育をして徹底した。今回の施策についてもその一つだ。

組 この施策は、パンが雪の重みで上がらないことが輸送混乱の最大原因だと言っているようだ。

当 出区点検でそこに運転士が

組 いるからお願いたしたい。大雪と言っても、東北地方とは違う。昨年は、実際乗務していて、まず、佐倉駅がポイント不転換になり、次に四街道と、つぎつぎとポイントが不転換となった。また、凍結を走らせたといっても、本線のみであり、電留線への入区・出区も出来なくなった。これは運転士が電車の停泊地にいるからやらせるという都合のいい施策だ。

当 雪のために、パンが上がらないということは避けられない。雪のそのような時は、相当雪が積もった時だ。ほかの機器が凍結している可能性が高い。まして、そんな時は、雪で運転台から前が見えないような状態で検査係が屋根に上がって雪下ろしをやらなければならぬ。雪が降りそうだと

組 そのような時は、相当雪が積もった時だ。ほかの機器が凍結している可能性が高い。まして、そんな時は、雪で運転台から前が見えないような状態で検査係が屋根に上がって雪下ろしをやらなければならぬ。雪が降りそうだと

組 雪の降る時、要員をきちんと張りつけて対応するべきである。支社のいう冬季対策は、総合的なものではない。冬季対策は重要な事である。国鉄の時は、今年の冬季対策についてはこうするとうものを提示して組合に理解を求めた。

当 これで完璧だというわけではない。いろいろな角度から降雪時に対応したい。

組 「除雪棒」を使って雪を落とすのは、自分の列車だけでいいのか。

当 出区点検の際、担当列車についてやってもらうことにならぬ。パンが上がらなかつたら、指令に連絡してもらい、除雪棒を取り扱ってもらう。

組 一人での作業となる。隣接線に列車が通る。触車事故を防止するには、一人では危険だ。本線の隣では、もっと危険だ。

当 指令に連絡してから作業にあたってもらう。指令で本線に抑止をかけることも出来る。

組 出区点検でパンが上がらないことを確認し、指令に連絡するということは、遅れを前提にしているのか。

当 そうした場合は、列車が遅れることが予測される。

組 乱れた場合、列車運行のみを優先するのではなく、運転士の運用を考えてほしい。特に、千転区では、内房・外房線のコミ運用となったため、一旦乱れたら、食事を全く取れない。

当 乱れた場合は、列車運行を優先せざるを得ない。

組 千葉支社は、運転士に危険を伴い、列車運行以外の業務を押しつける場当たりの施策を直ちに中止し、総合的な冬季対策を示されたい。

スケジューール

● 家族会定期總會

とき 二月五日(日) 13時

ところ 千葉市社会センター

各支部から参加しよう!

● 清算事業團判決公判

とき 二月九日(木) 10時

ところ 東京高等裁判所

八二四号法廷

全力結集を!